



第3章 計画の基本理念、基本目標

基本理念

国では、1951（昭和26）年5月5日に「児童憲章」を制定しました。

その中では、「児童は人として尊ばれる」、「児童は社会の一員として重んぜられる」、「児童は、よい環境の中で育てられる」と規定されており、すべての児童の幸福を図ることとしています。

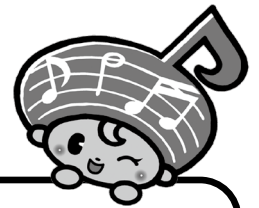
また、1989（平成元）年11月20日に国連で採択され、1994（平成6）年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、「子どもは独立した人格としてその尊厳を尊重・確保し、これを基本に権利を統一的に保障していくことが大切」としています。

さらに本市では、2018（平成30）年4月に、子どもが心身ともに健やかに成長し、自立できる社会の実現を目指して、「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進する『郡山市子ども条例』を施行しました。

本計画では、これらを踏まえ、子どもを『独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体』と捉えるとともに、『子どもを第一に考えるまち』を目指し、次のように基本理念を定めます。



基本理念



「子どもの想い」を第一に考えるまち

こおりやま

基本理念に基づき、以下の視点から子ども・子育て支援施策を展開します。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する視点

子どもは、基本的人権を持つ一人の人間として家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

そのために、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達を保障するとともに、子どもの主体性を尊重し、『子どもの想い』に耳を傾けながら「児童の権利に関する条約」に定められている「児童の最善の利益」が実現される社会を目指し、取組みを進めます。

(2) 社会全体で子育てを支援する視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのために、地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組めます。

(3) 切れ目なく子育てを支援する視点

子育てしやすい環境を整えるためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

そのために、保護者の気持ちを受け止め、孤立しないよう寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関して、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていきます。

(4) SDGsの視点

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015(平成27)年にニューヨーク国連本部の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際社会の総合的な目標であり、17のゴール(目標)から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していくものです。

本市では、2019(令和元)年7月1日、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、県内で初めて「SDGs未来都市」に選ばれました。

また、選定都市の中でも特に先導的な取り組みであって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込めるものとして、東北で初めて「自治体SDGsモデル事業」にも選ばれました。

今後も、将来世代につなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、子育て支援についてもSDGsの視点を取り入れます。



SDGs17のゴール



(5) セーフコミュニティの視点

セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取り組みを行っている地域のことです。

本市では、東日本大震災からの復興により、震災前の快適で暮らしやすいまちを取り戻すだけでなく、より一層の安全と安心に包まれたまちづくりを加速させるため、2014(平成26)年、WHO(世界保健機関)が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、2018(平成30)年2月2日に国内15番目の国際認証都市となりました。

セーフコミュニティ活動は、様々なデータの分析により見えてくる地域の課題を解決するために、町内会をはじめとする地域団体、企業、行政等がそれぞれ行っている安全・安心の取り組みを、分野を越えて実施することで、より有効に展開することができます。

また、けがや事故の減少により、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取り組みを行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。

本市の子育て支援においても、郡山市の未来をつくる主役である子どもたちの安全・安心の確保が重要であることから、この視点を取り入れます。



セーフコミュニティ郡山

基本理念と基本的な視点に基づき、郡山市まちづくり基本指針に掲げる「分野別将来構想」とバックキャストの起点となる目指すべき未来を勘案し、以下の基本目標を掲げます。

(1) 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち

核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化している子育ての状況と各家庭のニーズに対応したサービスの質・量の充実を図ります。

あわせて、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合う上で、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(2) 子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち

子どもたちの放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な通学路の確保や非行、いじめの防止にも取り組みます。

(3) 一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち

次代を担う子どもたちが、興味のあることを自ら学び伸ばすことができるよう、時代のニーズに応じた質の高い教育を推進するとともに、学習指導要領の着実な実施等により、「確かな学力」を育成します。

また、児童生徒の悩み解決や個に応じた指導の充実など、学校のニーズに対応できるサポート体制を充実させます。

(4) 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができるよう、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを推進します。

(5) 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

子どもが健やかに成長できるよう、健康に関わる支援や食に関する正しい知識の普及等に取り組んでいきます。

また、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者が安心して暮らせるよう、関係機関等と連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

(6) 子どもたちが安心を実感できるまち

子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもが事故等に巻き込まれることのない安全・安心な子育て環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、セーフコミュニティ活動に広く取り組みます。

(7) 快適に子育てができるまち

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

また、ユニバーサルデザインに配慮した施設など、子育て世代にやさしい居住環境・都市環境を整備します。

4

横断的取組

近年、社会問題となっている「子どもの貧困」について、国では、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、子どもの貧困対策推進法を施行し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取組みを進めてきました。

さらに、2019（令和元）年6月には、その一部を改正し、法律の目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること、基本理念に子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等を明記するとともに、市町村において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

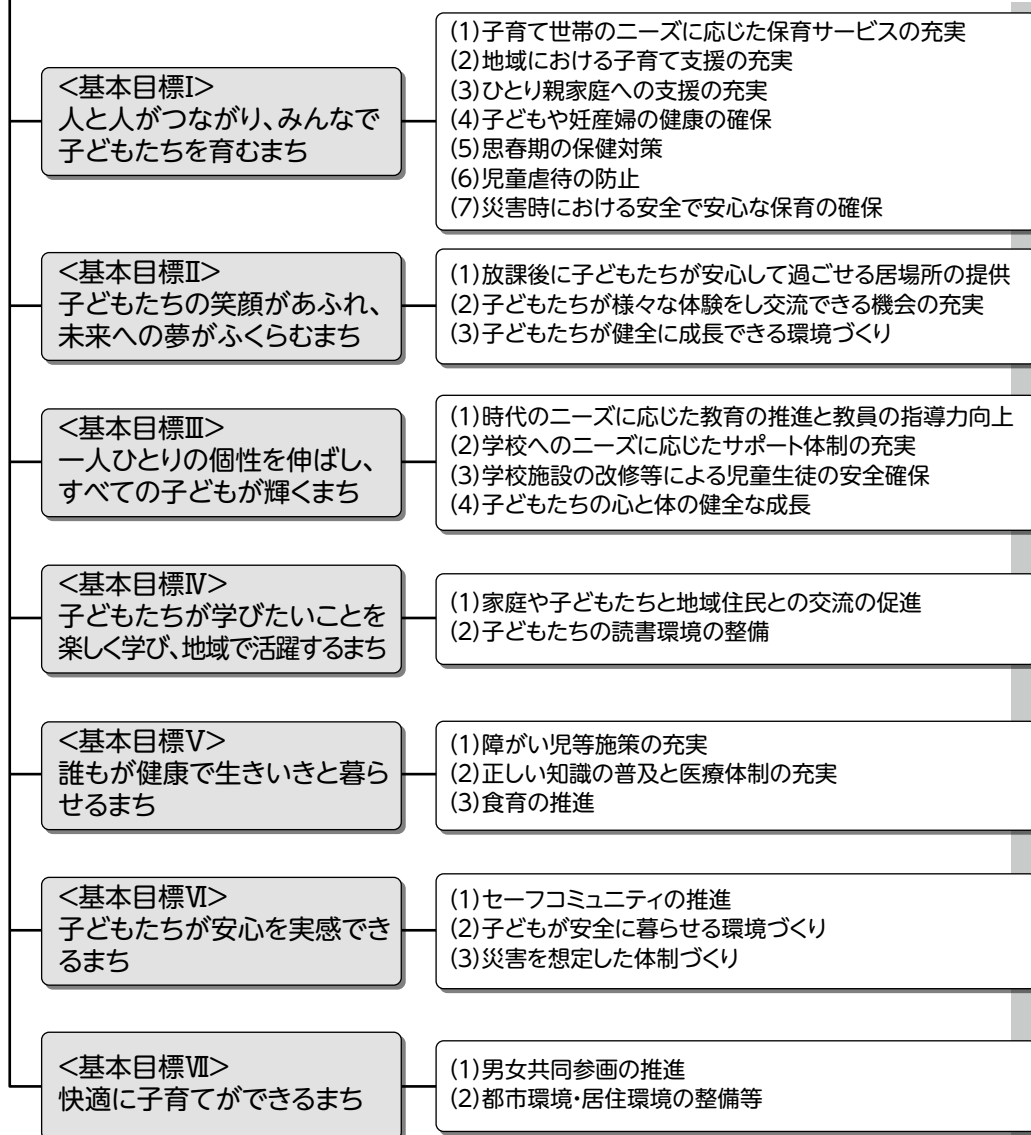
本市においても、子どもの貧困対策推進法と「郡山市子ども条例」にのっとり、子どもの貧困対策を、すべての基本目標に関連する取組みとして位置づけ、これまで取り組んできた様々な支援を総合的かつ横断的に推進します。

基本理念、基本的な視点及び基本目標を、以下の施策体系とします。

<基本理念> 「子どもの思い」を第一に考えるまち こおりやま

<基本的な視点>

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する視点
- (2) 社会全体で子育てを支援する視点
- (3) 切れ目なく子育てを支援する視点
- (4) SDGsの視点
- (5) セーフコミュニティの視点
- (6) 本市独自の視点(郡山市子ども条例、連携中枢都市圏)



横断的取組

子どもの貧困対策